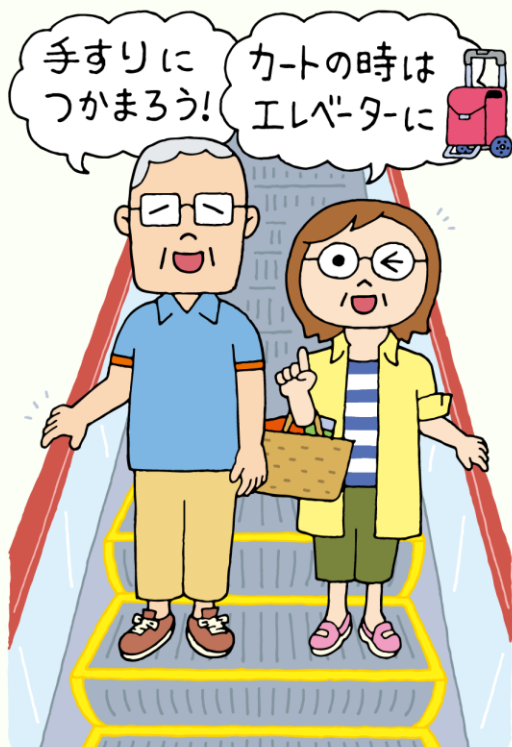


見守り
新鮮情報

手すりにしっかり つかまって エスカレーターでの 事故に注意



©Kurosaki Gen

事例1 スーパーで下りエスカレーターに乗っている際、前方の人が転倒しエスカレーターが緊急停止した。その際に、後ろに倒れてひじと頭を強打した。(70歳代)

事例2 夫が、家電量販店の下りエスカレーターで転倒し、頭が下になった状態で転がってしまった。幸い一緒にいた娘とほかの客が支えたので、おしりの打撲だけで済んだ。使用している杖がどこかに挟まったのかもしれない。(80歳代)

ひとこと助言

カートの時は
エレベーターを利用!



見守るくん

- エスカレーターでの転倒は、死亡や重篤な事故に至るケースもあり注意が必要です。
- 高齢になるにつれて、足元の動きに想定外の変化があった時、とっさに対応しにくくなるので気をつけましょう。
- エスカレーターは、非常停止スイッチが押された時や、衣服が挟まった時など様々な原因で緊急停止することがあります。エスカレーターに乗っている際は歩いたりせず、しっかりと手すりにつかまりましょう。
- 両手に荷物を持ったり、買い物カートやシルバーカーを押している時などは、エレベーターを利用しましょう。
- 靴やサンダル、衣類の裾などが挟み込まれないように、黄色い線の内側に立ちましょう。傘の先や杖などがステップの溝に挟まって抜けなくなる場合もあるので注意しましょう。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第488号（2024年8月8日）発行：独立行政法人国民生活センター

消費生活トラブルは、
ひとりで悩まず、相談しよう！

消費者ホットライン
188（いやや）

岩手県立県民生活センター【消費生活相談電話】019-624-2209
平日9:00~17:30、土日10:00~16:00（年末年始・祝日休み）



残りわずか？ 焦らせて購入させる ネット通販のわな



早く買わなくちゃ！



©Kurosaki Gen

事例1

タイムセールをしている**通販サイト**を見つけた。残り時間の**カウントダウン**を目にして気持ちがあおられて**焦り**、約1万円の衣類を購入した。しかし、**翌日**同じサイトを見ると、**またタイムセール**をしていた。毎日しているなら慌てて買うことはなかった。(60歳代)

事例2

ドライブレコーダーを買おうと思い**ネット検索**していたところ、安値で販売している**サイト**を見つけた。「**残りわずか**」と**表示**されていたため**急いで注文**し、代金を振り込んだ。しかし、2週間経っても商品が届かず、メールを送っても返信がない。(60歳代)

ひとこと助言

慌てさせる手口かも



見守るくん

- ネット通販の利用時に、タイムセールのカウントダウンや「残りわずか」等と表示され、慌てて購入してしまうことがあります。
- これは、消費者を焦らせて購入に誘導している手口の可能性があります。このような手法があることを知り、惑わされないように注意しましょう。
- ネット通販利用時には、必ず商品・サービス内容、支払総額、取引条件、解約条件、事業者の所在地や電話番号等をよく確認して購入しましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください（消費者ホットライン188）。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第489号（2024年8月22日）発行：独立行政法人国民生活センター

消費生活トラブルは、
ひとりで悩まず、相談しよう！

消費者ホットライン
188（いやや）

岩手県立県民生活センター【消費生活相談電話】019-624-2209
平日9:00~17:30、土日10:00~16:00（年末年始・祝日休み）



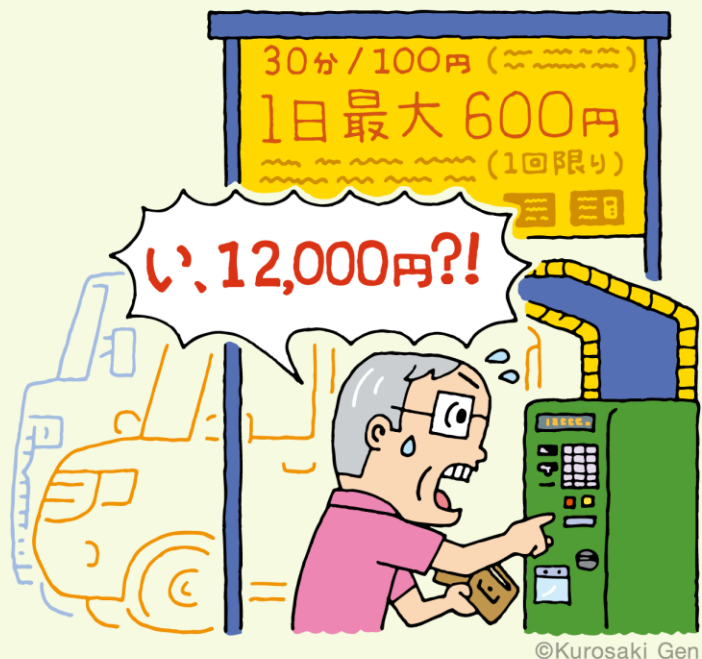
見守り 新鮮情報

「1日最大〇〇円」 コインパーキングの 料金は細かい 条件も確認を

駅前の駐車場の
看板に「〇〇分〇
〇円、1日最大
600円」と記載が

あり、3日間で1800円になる
と思って3日間駐車したところ、
約1万2千円の請求を受けた。
すぐに事業者へ連絡したが、
**最大料金の適用は1回
限り**で、その後は時間制で
料金が発生すると言われた。
説明を受けて改めて看板を
よく見たら、**小さな文字で
その旨が書かれていた。**

(60歳代)



©Kurosaki Gen

ひとこと助言

細かいところまで
確認しよう



見守るくん

- コインパーキングを利用する際は「1日最大〇〇円」等の大きな表示だけでなく、その他の細かい条件も入庫前に事前に確認しましょう。
- 料金には、最大料金の適用回数や駐車位置、時間帯などに細かい条件が
ついていることが多く、平日か休日かで異なったり、年末年始やイベント
開催時には特別料金が発生したりすることもあります。利用し慣れている
コインパーキングであっても料金設定が変わっていることもありますので、
入口付近や精算機付近の詳細案内に目を通し、不明な点はコインパーキング
事業者を確認しましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください
(消費者ホットライン188)。看板等の表示を写真等で記録に残し、領収証
も忘れずに保管しておきましょう。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第490号 (2024年8月29日) 発行：独立行政法人国民生活センター



消費生活トラブルは、
ひとりで悩まず、相談しよう！

消費者ホットライン
188 (いやや)

岩手県立県民生活センター【消費生活相談電話】019-624-2209

平日9:00~17:30、土日10:00~16:00 (年末年始・祝日休み)

見守り 新鮮情報



工事は半年後から…

©Kurosaki Gen

雨漏りがあったため、事業者に見てもらったところ「腐っている部分がある」と言われ**屋根工事**をすることにした。**見積り額**が約450万円と**高額**だったので、**他社**からも見積もりを取り**比較**しようとしたが「当社は職人がそろっており**工事が早く済む**」と言われたため契約した。工事前に**半額**程度の金額を**支払った**が、足場を組んだ後になって「職人の手配ができず**工事は約半年後**になる」と告げられた。解約を申し出ると解約料がかかると言われ、納得できない。
(60歳代)

高額な前金を支払ったのに…リフォーム工事の契約トラブル

ひとこと助言

前払いは慎重に



見守るくん

- 外壁や屋根などの戸建住宅のリフォーム工事で、高額な前金を支払ったにもかかわらず、なかなか工事が進まないなどの相談が寄せられています。
- 契約する前に複数の事業者から見積もりを取り、費用だけでなく、工期や施工体制、保証内容等についても十分検討することが重要です。
- 高額な費用の全額前払いは避け、完成後の支払いを主とした契約にしましょう。
- 工事が滞った際の備えとして、遅延補償の定め等が契約書にあるか確認しましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください（消費者ホットライン188）。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第491号（2024年9月5日）発行：独立行政法人国民生活センター

消費生活トラブルは、
ひとりで悩まず、相談しよう！

消費者ホットライン
188（いやや）

岩手県立県民生活センター【消費生活相談電話】019-624-2209

平日9:00~17:30、土日10:00~16:00（年末年始・祝日休み）



見守り 新鮮情報



©Kurosaki Gen

認知症のある**高齢者**が、自宅の洗面所に置いてあった**洗濯用パック型液体洗剤**を1～2個**食べてしまった**。嘔吐と下痢が続き、病院に搬送された。洗剤による界面活性剤中毒から誤えん性肺炎となり**入院**し、その後人工呼吸器が必要となった。（70歳代）

洗濯用パック型 液体洗剤の誤飲に注意

ひとこと助言

手の届かないところに
保管！



見守るくん

- 洗濯用パック型液体洗剤を食べ物と間違えるなどして口に入れてしまった事故が報告されています。
- 洗濯用パック型液体洗剤には、界面活性剤等様々な成分が含まれています。誤飲により嘔吐したりむせたときに気道に入ってしまうことで、化学性肺炎や誤えん性肺炎等の重篤な症状の原因となることがあります。むせる力の弱い高齢者は特に注意が必要です。
- 洗濯用パック型液体洗剤は、高齢者だけでなく、子どもの目につかないところ、手の届かないところに保管しましょう。
- 口に入れてしまった際は、すぐに口をすすがせましょう。異常を感じる場合は、成分が分かるパッケージ等を持って、医療機関を受診しましょう。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第492号（2024年9月19日）発行：独立行政法人国民生活センター

消費生活トラブルは、
ひとりで悩まず、相談しよう！

消費者ホットライン
188（いやや）

岩手県立県民生活センター【消費生活相談電話】019-624-2209
平日9:00～17:30、土日10:00～16:00（年末年始・祝日休み）



母さん...
この着物はナニ?!



©Kurosaki Gen

展示会に誘われて… 着物の次々販売に注意

一人暮らしの母親が、呉服店から展示会に誘われ、次々と高額な契約をしていることが分かった。購入した着物やジュエリーなどは、ほとんど未使用の状態でタンスにしまっている。毎月のクレジットカード会社への支払額が総額30万円を超えており、年金収入だけの母親にはとても支払えない。母は腰が曲がっており着物を着られる姿勢ではないし、必要でもなかったが、断れず契約していたようだ。解約したい。(当事者:60歳代)

ひとこと助言

誘われても行かないで



見守るくん

- 見るだけでいいからなどと着物の展示会に誘われ、断り切れず次々と着物などを購入させられ支払いに困っているという相談が寄せられています。
- 展示会等に行ってしまう強引な勧誘をされても、必要なればきっぱりと断りましょう。断る自信がなければ誘われても行かないことが最善です。
- 高齢者が次々販売などの被害に遭ってしまうと、生活が困窮するなど日常への影響が大きくなります。家族や周囲の人は、日ごろから高齢者の自宅に不審な書類や商品がないか、様子がおかしくないかなど、気を配りましょう。
- 困ったときは、早めにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第493号(2024年9月26日)発行：独立行政法人国民生活センター

消費生活トラブルは、
ひとりで悩まず、相談しよう!

消費者ホットライン
188(いやや)

岩手県立県民生活センター【消費生活相談電話】019-624-2209

平日9:00~17:30、土日10:00~16:00(年末年始・祝日休み)





通信販売はクーリング・オフ できません

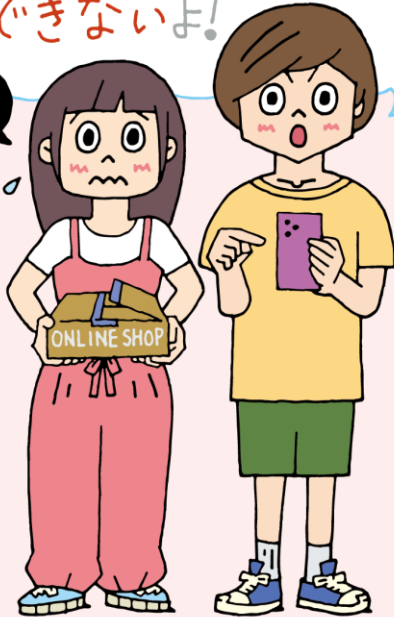
事例 1

娘が通販サイトでジャージを注文した。届いた商品は、ロゴマークの色を間違えて注文してしまっていた。サイトには「クーリング・オフはない。返品は送料自己負担」との記載がある。今回は明らかに自己都合の返品になるとは思っているが、本当にクーリング・オフできないのか？（当事者：高校生）

事例 2

大学で使うパソコンをネットで注文した。しかし、サイトをよく見ると授業までに納品が間に合わないことが分かった。クーリング・オフして量販店で買おうと思い、事業者に連絡したが「ネット注文なのでクーリング・オフはできない。返品も、規約通り受け付けられない」と言われた。（当事者：大学生）

通販はクーリング・オフ
できないよ!



©Kurosaki Gen

よく確認しよう!

ひとことアドバイス

- ネット通販等の通信販売には、法律上のクーリング・オフ制度はありません。返品可否や条件についての特約があればそれに従うこととなります。
- 特約がない場合は、商品を受け取った日を含む8日以内であれば、消費者が送料を負担し返品できます。返品が可能な場合でも、返品期限が設けられていることがあります。商品を受け取ったらすぐに中身を確認しましょう。
- ネット通販等の通信販売を利用する際は、返品ができるかどうかや返品が可能な場合の条件などをよく確認しましょう。
- 未成年者取消ができる場合があります。困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン188）。



さぼーとくん

発行：独立行政法人国民生活センター

本文イラスト：黒崎 玄

消費生活トラブルは、
ひとりで悩まず、相談しよう！

消費者ホットライン
188（いやや）

岩手県立県民生活センター【消費生活相談電話】019-624-2209
平日9:00~17:30、土日10:00~16:00（年末年始・祝日休み）





今もなお注意が必要！ マグネットセットの誤飲

子どもの誤飲により重篤な症状となる事故が何件も発生したことから、強力な磁力を持つ複数個の磁石を組み合わせる遊ぶ「マグネットセット」は、新たな規制が導入され、技術基準に適合しない製品の販売が規制されています。

誤飲により開腹手術が必要となった事故は複数報告されており、海外では死亡事故も起きています。

マグネットセットは、絶対に子どもに
触れさせないでください！

すでに持っている場合は、子どもの
目につかず、持ち出せない場所に
保管するか、自治体のルールに従い
廃棄しましょう。

誤飲した可能性がある場合は、
すぐに医療機関を受診しましょう。

インターネットサイトやフリマサイト
などで販売されていても、子どもが
いる家庭ではマグネットセットを
購入しないでください。



©Kurosaki Gen

ひとことアドバイス

- マグネットセット（磁石製娯楽用品）は、消費生活用製品安全法関係法令の改正により、2023年6月より販売が規制されています。技術基準を満たしPSCマークが表示されたものでなければ販売できません。
- 子どもがいる環境にマグネットセットがあることがあります。子どもが誤飲すると命にかかわる場合もあるため、保護者や周りの人は注意しましょう。



さぼーとくん

消費生活トラブルは、
ひとりで悩まず、相談しよう！

消費者ホットライン
188（いやや）

岩手県立県民生活センター【消費生活相談電話】019-624-2209
平日9:00~17:30、土日10:00~16:00（年末年始・祝日休み）

